国会事項

衆議院

質問書提出

五月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所での事故に係る政府による外国知見の活用等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

菅民主党政権の原子力エネルギー政策に関する質問主意書（木村太郎提出）

福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

議事日程

五月十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

平成二十三年五月十二日（木曜日）

午後一時開議

第一　社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二　社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三　日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件

参議院

議案付託

五月十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民法等の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

法務委員会に付託

質問主意書提出

五月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舎建設事業再開に関する質問主意書（又市征治提出）（第一五〇号）

質問主意書転送

五月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

福島原発事故に係るモニタリングに関する質問主意書（熊谷大提出）（第一四四号）

東日本大震災によって被災した校舎の応急措置に関する質問主意書（熊谷大提出）（第一四五号）

米国国防総省のトモダチ作戦の経費負担に関する質問主意書（熊谷大提出）（第一四六号）

人事異動

財務省

（国税庁次長）財務事務官　田中　一穂

国税庁長官川北力外国出張不在中国税庁長官事務代理を命ずる（五月十一日）

皇室事項

認証官任命式

五月十日午後六時四十分、宮中において、高等裁判所長官佐々木茂美及び同吉戒修一の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 23 年５月 13 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　河川の名称　信濃川水系千曲川

2　河川管理施設の名称又は種類　八木沢川樋門

3　河川管理施設の位置　長野県上高井郡小布施町大字大島字切次773―54（千曲川右岸）

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　農業用施設管理者　須坂市長　三木正夫

住所　長野県須坂市大字須坂1528番地の１

5　管理の内容　治水事業及び港水防除事業の用にあわせ供される八木沢川樋門の兼用工作物の操作及び新設、改築、維持又は修繕並びに災害復旧

6　管理の期間　平成23年４月８日から相之島排水機場の存続する日まで

法務

公証人任免

水戸地方法務局所属公証人平井勝夫は願により公証人を免ぜられた。

斎藤和博は公証人に任命され、水戸地方法務局所属公証人平井勝夫の後任を命ぜられた。

静岡地方法務局所属公証人吉田浩は願により公証人を免ぜられた。

大霜憲司は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人吉田浩の後任を命ぜられた。

神戸地方法務局所属公証人西野清勝は願により公証人を免ぜられた。

松尾一雄は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人西野清勝の後任を命ぜられた。

奈良地方法務局所属公証人町谷雄次は願により公証人を免ぜられた。

内海洋治は公証人に任命され、奈良地方法務局所属公証人町谷雄次の後任を命ぜられた。

福井地方法務局所属公証人小出正行は願により公証人を免ぜられた。

小野勝成は公証人に任命され、福井地方法務局所属公証人小出正行の後任を命ぜられた。

広島法務局所属公証人加藤光明は願により公証人を免ぜられた。

杉山正士は公証人に任命され、福岡法務局所属元公証人上田規世彦の後任を命ぜられた。

大島明は公証人に任命され、鹿児島地方法務局所属元公証人池田和人の後任を命ぜられた。

篠原睦は公証人に任命され、仙台法務局所属元公証人井上邦夫の後任を命ぜられた。

福島地方法務局所属公証人渡部房男は願により公証人を免ぜられた。

山口和秀は公証人に任命され、福島地方法務局所属公証人渡部房男の後任を命ぜられた。

佐藤信昭は公証人に任命され、山形地方法務局所属元公証人三浦宏一の後任を命ぜられた。

山形地方法務局所属公証人鈴木義光は願により公証人を免ぜられた。

加藤昭は公証人に任命され、山形地方法務局所属公証人鈴木義光の後任を命ぜられた。

秋田地方法務局所属公証人和田鎭男は願により公証人を免ぜられた。

鈴鹿寛は公証人に任命され、秋田地方法務局所属元公証人葛西和民の後任を命ぜられた。

秋田地方法務局所属公証人子吉三郎は願により公証人を免ぜられた。

金子寛志は公証人に任命され、秋田地方法務局所属公証人子吉三郎の後任を命ぜられた。

青森地方法務局所属公証人白根昇は願により公証人を免ぜられた。

本多裕一郎は公証人に任命され、青森地方法務局所属元公証人桑原和敏の後任を命ぜられた。

青森地方法務局所属公証人印部久男は願により公証人を免ぜられた。

藤部富美男は公証人に任命され、青森地方法務局所属公証人印部久男の後任を命ぜられた。

釧路地方法務局所属公証人冨手力夫は願により公証人を免ぜられた。

釧路地方法務局所属公証人小鷹勝幸は役場を設置すべき地を北見市に変更指定された。（以上五月一日）（法務省）

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人白根昇の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 23 年５月 13 日　青森地方法務局

元当局所属公証人印部久男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 23 年５月 13 日　青森地方法務局

元当局所属公証人小出正行の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 23 年５月 13 日　福井地方法務局

元当局所属公証人町谷雄次の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 23 年５月 13 日　奈良地方法務局